

2025（令和7）年度 事業計画書

社会福祉法人 全国手話研修センター

2025（令和7）年度 事業計画

第1部 法人事業基本方針

新型コロナウイルスの影響や景気の低迷により法人財政は厳しい局面にありましたが、関係団体・個人のご支援と職員の努力により2023年度から好転し、2024年度は初めて積み立て金の計上が見通せる状況となりました。

2025年度も経営基盤の強化を図るとともに、厚生労働省等の関係行政機関、一般財団法人全日本ろうあ連盟、一般社団法人全国手話通訳問題研究会、一般社団法人日本手話通訳士協会等の関係団体と連携して、法人理念・行動指針、及び5カ年重点事業計画にそって手話通訳事業等を着実に進めます。

また、手話施策推進法（案）の制定や、「東京2025デフリンピック」の開催に適切に対応します。

1. 主な事業は次のように進めます。

- (1) 研修事業においては、自宅にいて学習できるWEBを利用した研修へのニーズが高いことから、インターネットを活用した研修を積極的に取り入れた研修プログラムの開発に努めます。
- (2) 「若年層の手話通訳者養成モデル事業」は7年目となることから、実施地域の担当講師とともに7年間の成果と課題を整理します。また、2026年度からのモデル事業の地域移行に向けて準備・調整を行います。
- (3) 手話通訳者全国統一試験は全都道府県で実施できるよう引き続き調整します。
- (4) 「さがのまつり」と「さがの映像祭」を隔年で開催することとしていることから、2025年度は「第21回さがの映像祭」を実施するとともに、映像制作等の知識、技術についてのワークショップを行います。
- (5) 厚生労働省の改正「手話通訳者養成カリキュラム」に基いたテキストの開発、編集について、全日本ろうあ連盟と協議を進めます。
- (6) 手話言語研究所では、標準手話研究部において司法分野、教育分野、通信・放送分野等における手話単語の研究を広げるとともに、すべての都道府県で、きこえない研究員の配置継続に努めます。その他の研究部、委員会でも情報収集や学習会を積極的行います。また、三菱財団助成事業「デフリンピック資料の収集・保存・公開のプロジェクト」は、展示パネルを作成し、6月の全国ろうあ者大会inいわて他にて展示を行います。
- (7) 全国手話検定試験については、デフリンピックの開催等の状況も考慮しながら、各都道府県聴覚障害者協会や関係団体、公益財団法人一ツ橋総合財団の協力を得て円滑に試験を実施します。
- (8) 手話総合資料室については、公益財団法人一ツ橋総合財団及び全国手話研

修センター後援会の支援を受け、手話、ろう運動、ろう教育等に関する貴重な資料をデータベース化し、ホームページで公開するなど総合資料館をめざして資料室の充実を図ります。

(9) 障害者放送通信機構や近畿共同機構等の、他機関、他団体と連携して共同研修、共同事業に取り組みます。

2. 施設管理については、建設後 39 年が経過した現建物の維持計画を作成し、維持に必要な資金確保に努めます。また、施設事業の事業管理委託会社であるアイアンドエフ・ビルディング株式会社と3年間の委託契約を締結し、施設管理と施設運営が安定して行えるように努めます。
3. 障害福祉サービス事業は、これまで16年間培った技術を生かし、外部施設の清掃業務等自主事業の効率的な運営に努め、とも職員の働く機会を増やし、賃金向上に努めます。また、安定した運営ができるように委託料の見直し等の取り組みに努めます。
4. 社会貢献事業は、亀岡市からの受託事業「亀岡市生活相談支援センター事業」により、生活困窮者の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、生活困窮者の自立を促進します。
5. 「中央聴覚障害者情報提供施設検討プロジェクトチーム」の設置は、手話施策推進法（案）制定の遅れなどから、プロジェクトチームの設置には至りませんでした。2025 年度は、全日本ろうあ連盟や全国聴覚障害者情報提供施設等の関係団体と「中央センター」や「中央聴覚障害者情報提供施設」の機能やあり方について意見交換します。

第2部 福祉事業計画

第1章 各種研修事業

自宅にいて学習できる WEB を利用した研修へのニーズは高く、インターネットを活用した研修を積極的に取り入れた研修プログラムの開発に努めます。

1. 専門性向上を目指した手話通訳者・手話通訳士の研修プログラム開発と研修
2. 聴覚障害者関係施設職員、ろう学校教員等、聴覚障害者と関わる人材の育成

第1節 委託事業

1. 手話通訳者・手話通訳士現任研修等事業（厚生労働省委託事業）
 - （1）手話通訳者・手話通訳士現任研修カリキュラム・教材作成委員会
手話通訳者・手話通訳士のための効果的な研修プログラムについて、講義・実技の研修内容を検討し、教材作成を行います。
 - （2）手話通訳士現任研修
自己学習と集団学習の場を提供します。講義、実技共にオンライン研修として実施します。

第2節 自主事業

1. 各種研修会の開催
 - （1）手話通訳士試験対策研修
2025 年度も多くの方のニーズにこたえるため、講義、実技共にオンライン研修として実施します。手話通訳士協会とタイアップし、個別指導の実技研修を実施します。
 - （2）手話通訳者現任研修
2025 年度も多くの方のニーズにこたえるため、講義、実技共にオンライン研修として実施します。
 - （3）聴覚障害者関係施設等職員研修
聴覚障害者情報提供施設や聴覚障害者関係施設、団体等の職員研修を実施します。
 - （4）聾学校等教職員に対する手話研修
聾学校等、教職員を対象にした手話研修内容を検討します。
 - （5）その他、必要に応じて研修および学習会などを開催

第2章 人材養成事業

手話通訳者等を養成する講師の質の向上をめざした研修を実施します。

第1節 委託事業

1. 手話奉仕員・手話通訳者養成担当講師連続講座（厚生労働省委託事業）
研修センターが編集・発行したテキストに基づき、実技編及び講義編の養成担当講師連続講座を開催します。
手話通訳者養成は、新しいカリキュラムに合わせて、Ⅰ・Ⅱを実施します。
 - ①手話奉仕員養成（3か所）集合研修 二日間×5回＋（WEB 講義）
 - ②手話通訳者養成Ⅰ（1か所）集合研修 二日間×6回＋（WEB 講義）
 - ③手話通訳者養成Ⅱ（1か所）集合研修 二日間×6回＋（WEB 講義）
 - ④手話奉仕員養成 講義編 WEB 研修
 - ⑤手話通訳者養成 講義編 WEB 研修

2. 講師リーダー養成研修事業

手話奉仕員養成講師のリーダー養成を目的に、全国9ブロックにおいて「講師リーダー養成研修」を実施します。

手話通訳者養成講師のリーダー養成を目的に、オンラインを活用した4回の「講師リーダー養成研修」を実施します。

第2節 自主事業

1. 手話通訳者全国統一試験

2025（令和7）年度は、全都道府県で実施できるよう引き続き調整します。

（1）「全国統一試験」試験委員会の開催

（2）「全国統一試験」の実施 実施日：2025年12月6日（土）

（3）「手話通訳者全国統一試験をめざす人たちの学習教材25」の発行

2. 講師派遣及び研修の受託

地域主催で、手話奉仕員・手話通訳者養成講師研修を実施するところが増えてきています。どの地域においても円滑な講師養成ができるよう、講師派遣を行います。

3. 講師登録制度

手話奉仕員養成担当講師連続講座及び手話通訳者養成担当講師連続講座修了者等を対象に講師登録制度の準備を進めます。

第3章 若年層の手話通訳者養成モデル事業（厚生労働省委託事業）

1. 若年層の手話通訳者養成モデル事業委員会等の開催

実施地域の担当講師とともに、7年間の成果と課題を整理します。

2. 大学における養成モデル講座の実施

2025年度は、全国7大学1地域においてモデル講座を実施します。

九州は、長崎純心大学に代わり新たに福岡教育大学でモデル講座を開催します。

3. 2026年度からのモデル事業の地域移行に向け準備・調整を行います。

第4章 手話普及等関連事業

コミュニケーションバリアフリーの実現を目指し、手話の普及及び開発等に取り組めます。また、文化芸術活動の推進等に努めます。

第1節 さがの映像祭

第21回さがの映像祭の実施とともに、映像制作等の知識、技術についてのワークショップを開催します。

第2節 施設見学事業

聴覚障害者協会・手話サークル等の施設見学をはじめ、民生・児童委員、社会福祉協議会等の視察研修や修学旅行生等に対する講座、手話メイトによる観光名所案内等、希望に合わせた内容で実施します。

第3節 講師派遣

教育機関などに手話の啓発普及に向けた講師調整および講師の派遣を行います。

第4節 Let's 手話 for キッズ普及

第5節 出版事業

『手話ってなんだろう?』等の啓発パンフレットを普及します。

第6節 手話奉仕員養成テキスト動画視聴システムの普及

クラウドの維持・管理、カスタマー対応をし、手話奉仕員養成テキスト動画視聴システムを普及します。

第5章 手話通訳者養成テキスト開発事業

厚生労働省の改正「手話通訳者養成カリキュラム」に基づき、手話通訳者養成テキストの開発、編集について、全日本ろうあ連盟と協議を進めます。

第6章 手話言語研究等事業（手話言語研究所）

第1節 委託事業

1. 手話研究・普及等事業（厚生労働省委託事業）

（1）標準手話研究部

- ① 厚生労働省委託事業の運営を基本とし、司法分野、教育分野、通信・放送分野（気象関連を含む）、等における手話単語の研究を広げます。
- ② すべての都道府県で、きこえない研究員の配置継続に努めます。
- ③ 当事者団体や関係団体が実施する手話調査・研究・開発・普及事業については研究員派遣を含むノウハウ提供等に積極的に協力します。
- ④ 標準手話の確定については 300 語の確定を目標とし、標準手話研究部本委員会が最終確定を行います。
 - ・本委員会を年4回実施します。（6月～2月予定）
 - ・全国9班での班会議を年3～9回開催します。（4月～12月予定）
 - ・拡大本委員会を年1回実施します。（2月予定）
 - ・手話単語の確定にあたっては、「新しい手話の動画サイト」にてパブリックコメント募集を年4回実施します。
- ⑤ 本委員会で確定した手話単語の動画を「新しい手話の動画サイト」で公開するとともに、関係団体と連携し普及に努めます。
- ⑥ 「新しい手話の動画サイト」のリニューアルを進めます。
- ⑦ 標準手話研究部9班の班長からなる「手話言語使用調査ネットワーク」を充実させ、スムーズに研究活動を行えるようにします。
- ⑧ 「手話イラスト画像検索サイト」：研究所関係者の範囲で、インターネットで標準手話・地域の手話等を検索できるシステムの充実を目指します。

（2）外国手話研究部

- ① 世界各国の手話および国際手話の収集と研究に努めます。在日しているろう外国人や各種財団等の招聘により来日する海外のろう者に面談し、各国のろう者社会と手話に関する情報を収集します。（年2回予定）
- ② 得られた情報は、研究所サイト内「外国の手話（生活基本語彙・固有名詞）」や「海外のろう者へのインタビュー」で公開します。
- ③ 外国手話研究部の研究テーマは「日本手話語族関連」「来日ろう外国人の生活」を暫定とし、日本手話語族に関連する研究論文を集め、学びます。学習会を含めた研究部会を年4回開催します。
- ④ 『固有名詞手話ガイドブック』（仮称）の編集に向けて、各国の地名や人名に関する手話をとりまとめます。

（3）法律等の手話に関する検討委員会

関連する法律の条文を手話で翻訳した動画や解説動画を収録し、「手話で法律」サイトで公開します。

2025年度は、障害者権利条約第二次（約3分の1）の手話翻訳を目指します。

(4) 手話言語研究セミナー

手話言語・手話言語通訳・福祉・教育など各方面からの参加者で意見を交換し、手話言語の研究について理解を深めることを目的に、第24回手話言語研究セミナーを開催します。また、これまでのセミナー記録集をサイトで公開します。

(5) その他

研究員集会を年1回開催します。(2月予定)

2. 全国ろうあ者大会研究分科会「手話言語」(全日本ろうあ連盟委託事業)

「新しい手話検定(全国大会限定)&創作手話コンテスト」を引き続き実施します。

第2節 自主事業

1. 運営委員会

年3回程度実施し、手話研究・普及等事業の運営について協議を行います。
ろう教育研究部等自主事業の研究活動に対する助成確保を目指します。

2. ろう教育研究部

「子どもと通じ合うための手話」をキーワードに、今後の研究を進め、研究成果を広くろう教育現場に還元する体制を整備します。

3. 出版事業

研究誌『手話・言語・コミュニケーション』(『手話コミュニケーション研究』改題) No.14を編集・発行します。

4. 監修・原稿執筆

- ①全日本ろうあ連盟より依頼の『新しい手話』、『日本聴力障害新聞』、『季刊みみ』ほか刊行物の手話イラスト監修、動作文、解説文の執筆を行います。
- ②民間団体その他より手話監修等の依頼があった場合は、内容によっては関係団体と調整し、積極的に協力します。

5. 取材等の協力

研究所の事業内容などに関する取材対応、問い合わせ対応に努めます。

第3節 助成事業(三菱財団助成)

1. デフリンピックに関する資料・映像の収集、保存、展示、普及のためのプロジェクト

2024年10月から2026年9月までの2年事業です。

2025年度は展示パネルを作成し、6月の全国ろうあ者大会inいわて他にて展示を行います。

第3部 全国手話検定試験事業

第1節 第20回全国手話検定試験（全国の会場にて実施）

会場定員を設け、申込者数 9,000 人を目標に、下記の（１）～（３）の日程で実施します。

実施日程 2025（令和 7）年

(1)	10月11日（土）	5級	午前10：00	～	午後12：30
		4級	午後2：00	～	午後4：30
(2)	10月12日（日）	3級	午前10：00	～	午後12：30
		2級	午後2：00	～	午後5：00
(3)	10月18日（土）	準1級	午前10：00	～	午後1：00
		1級	午後1：00	～	午後5：00

第2節 団体試験（別日程：10月を除く通年実施）

40 団体、申込者数 1,000 人を目標に学校、行政、企業等に案内し実施します。

第3節 インターネット試験（2026年2月実施）

2024 年 10 月に実施した会場試験受験申込者数は、9,702 人（対前年度比 111.0%、8,734 人）でしたが、来年度は関東地域を中心に受験申込みの受け入れが困難になる見込みのため、その影響でインターネット受験を希望する人が増えることが予想されます。2024 年度で 5 回目を迎えるインターネット試験は、申込者数は 1,473 人（対前年度比は、120.8%、1,220 人）です。

2026 年 2 月に実施予定の試験では引き続き申込者数 1,500 人を目標に（3 つの実施方法で、合せて年間 11,500 人を目標に）実施する予定ですが、面接委員拠点としてご協力いただける地域が減ることが予想されるため受験者定員は現状維持を目指します。（定員を増やすことは困難です。）

第4節 「Let's 手話 Web 学習 5 級編および 4 級編」

インターネットを活用した 5 級および 4 級の学習ツール（web 視聴、在宅学習教材）です。広報宣伝の強化を図り、集合研修とのパッケージ方式で売り込む等の工夫を加え、企業や行政機関を中心とした団体および個人の利用者層拡大に努めます。また、在宅でも学べる 3 級・2 級教材の制作準備を進め、受験者への学習支援ができるよう努めます。

第5節 受験者のための学習セミナー

受験者および手話学習者を対象とした地域での学習会支援に向けて学習教材を提供し、地域の協力を得てセミナーを実施します。開催会場のない地域（東北や九州ブロック）もあり、実施級も限定されています。前述の第 4 節の教材等を活用する方法を検討することが課題です。受験者が利用しやすい、試験対策ができるような学習セミナー実施の実現に向けて地域の試験委員会と連携して進めます。

第6節 面接委員研修

全国手話検定試験を実施するために重要な役割を果たす面接委員を養成する研修です。

昨年度より研修受講料（登録、更新のための受講の費用）は無料としています。

またWebを活用した、できるだけ地域のブロック単位での開催をめざします。講師のみなさんのご意見等を伺いながらWeb教材の内容について課題を整理し、よりよい研修が実施できるよう努めます。

第7節 全国手話検定試験関係書籍の発行について

受験者、手話学習者および面接委員などの学習支援として『これで合格！2025 全国手話検定試験 DVD 付き 第19回全国手話検定試験解説集』編集作業を進めます。2025（令和7）年6月発行予定です。

また、出版元である中央法規出版（株）より購入者に提供されているWeb視聴版を引き続き提供予定です。

第8節 委員会、作業部会

事業を円滑に進めるために、委員会および作業部会を開催します。

また、6月の全国ろうあ者大会 in いわてでの説明会の実施についても検討します。できるだけwebを活用してオンライン形式で実施します。

併せて試験の実施に協力いただく地域試験委員会の皆さまにご参加いただく説明会は、Zoomを活用して例年どおり8月に開催し、情報の共有、連携を図るとともによりよい試験運営ができるよう努めます。

第4部 障害者福祉サービス事業計画

第1章 事業目標

1. 障害者雇用の推進を図るため、障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス事業（就労継続支援A型事業所）「就労支援センターとも」の充実に努めます。
2. これまで16年間培った技術を生かし、外部施設の清掃業務等自主事業の効率的な運営に努め、とも職員の働く機会を増やし、賃金向上に努めます。また、安定した運営ができるように委託料の見直し等の取り組みに努めます。
3. とも職員の技術研修、施設外就労を充実させ、一般就労につながる支援に努めます。
4. 「特定指定相談支援事業所とも」の相談体制の確立、充実に努めます。

第2章 事業計画

第1節 法人からの委託事業

1. 法人発行書籍等の管理・発送業務を実施します。
2. 全国手話検定試験補助業務等 法人事務事業を実施します。

第2節 自主事業

1. アイアンドエフ・ビルディング株式会社からの委託業務
(1) 2013年8月から施設管理業務を委託した、アイアンドエフ・ビルディング株式会社から、ホテルビナリオ嵯峨嵐山（コミュニティ嵯峨野）における施設内の清掃およびベッドメイキング業務を実施します。
2. サイバーライン株式会社との共同経営
2015年5月から開始している、京都テルサ内「カフェラウンジ凜」および「うどんダイニング凜」のサービス提供業務を実施します。
2025年8月に、京都テルサを会場に「前項手話通訳問題研究集会サマーフォーラム in きょうと」が開催されますので、昼食（お弁当）の提供等を通じ、PRをしていきます。
3. 清掃部門
ぶらり嵐山、京都府立視力障害者福祉センター、京都市中京区役所、京都市左京合同福祉センター等の清掃業務を実施します。京都府庁（福利厚生センター及び別館）の清掃業務については、優先調達法に基づき、引き続き事業継続ができるよう働きかけていきます。
4. 書籍管理部門
一般社団法人全国手話通訳問題研究会の取り扱い書籍等の管理・発送業務を実施します。

5. 物品販売・製作部門

- (1) コミュニティ嵯峨野内の自動販売機の管理を行います。
- (2) 特定非営利活動法人京都ほっとはあとセンターと連携し、各種イベントへの出店、物品製作等に取り組みます。
- (3) 京都奉製株式会社から依頼のある製品の作成を実施します。

6. 事務管理部門

パソコンを活用した新規事業の開拓に努めます。

第3節 障害者指定特定相談事業所の充実

障害者指定特定相談事業所「相談支援事業所とも」は市町村および関係機関と連携を取り、計画的に事業を実施し、充実させます。

第4節 京都ほっとはあとセンターとの連携

京都ほっとはあとセンターからの委託内容を見直し、安定した収入が得られるように努めます。

(※京都ほっとはあとセンター：京都府・京都市・府内の授産施設や共同作業所が設立した「京都授産振興センター」を母体とし、障がいのある人たちの自立、社会参加を目的に 1995 年に発足、2006 年に特定非営利活動法人の認可を受けた団体)

第5部 社会貢献事業計画

第1章 生活困窮者自立相談支援事業の実施（亀岡市委託事業）

1. 対象者：経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人々（要保護者以外の生活困窮者）を対象とします。
2. 事業内容：生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、生活困窮者の自立を促進します。
 - （1）自立相談支援に係る業務
 - ①生活困窮者の把握・相談受付
 - ②生活困窮者に対する訪問支援
 - ③アセスメントとプラン（支援計画）の作成
 - ④支援調整会議の開催および調整
 - ⑤関係機関および社会資源の活用等
 - ⑥亀岡市重層的支援体制整備事業への参画
 - （2）居住確保支援に係る業務
 - ①住居確保給付金に係る業務
 - （3）就労支援に係る業務
 - （4）一時生活支援事業に係る業務
 - （5）家計改善支援事業に係る業務
 - （6）その他
 - ①社会福祉協議会生活福祉資金等に係る相談業務（新型コロナ特例貸付フォローアップ相談・支援事業との連携を含む）
 - ②緊急食料支援に係る業務

第6部 法人事業基盤の確立

第1章 法人事業推進体制の確立

職員の多様な働き方を支え、経営基盤の安定を図るため、関係団体との連携・交流を深め、事業の共同化等を推進する。また、法人事業の多様化やICTの普及など社会環境の変化に対応できる組織体制の確立を図ります。

第1節 就業規則・諸規程の見直し、整備

第2節 法人事業のPR強化

1. ホームページのタイムリーな情報発信やSNSの活用
2. 法人事業パンフレットのリニューアル
3. 福祉の研修情報ネットへ適宜情報アップ
4. 各研修会で研修センター事業の周知、イベントチラシ等の配付。
5. 9月23日「手話言語の国際デー」参画

第3節 パソコン・ネットワークの維持管理

研修センターで使用するパソコン及びネットワーク、事業に関するデータを記録・保管しているパソコンサーバー・クラウド等について、社外のIT専門家と連携し、適切な運用を行い、データの安全管理を図ります。

第2章 コミュニティ嵯峨野施設管理

第1節 施設事業との連携および大規模修繕

2013年8月から施設管理委託契約を結んでいるアイアンドエフ・ビルディング株式会社と連携を密にして施設事業の経営安定に努め、社会福祉事業において必要な修繕を行う。

<2025年度大規模修繕予定 >

※金額は概算見積

(単位：円/税別)

①	高圧受電設備改修工事（PAS設置含）	5,380,000
②	誘導灯LED化	3,420,000
③	リモート制御盤モジュール修繕	2,900,000
④	自動ドア劣化	704,000
⑤	スタジオ排気ファン	353,000
⑥	スタジオ排気窓	155,000

第2節 ギャラリーの活用

きこえない人、手話関係者および京都府市民等の個人、グループの文化芸術活動を支援しギャラリー展示を活用することで手話の普及、障害のある人の文化芸術活動を推進します。また、聴覚障害者支援施設の利用者の作品展示を呼びかけます。

第3節 書籍コーナー（1階）の販売促進

1. 商品陳列の管理

2. 新刊情報・売れ筋紹介等の掲示

第3章 公的助成金の確保

事業運営に必要な経費について、法人収支の改善を図るとともに、公的助成金・補助金等の財源確保に努めます。

第4章 備品・機器の整備と運用

必要な備品については、順次最新の機器の導入・整備を図ります。

1. 事務所業務における情報処理機器および周辺機器

第5章 職員の資質向上と健康管理

第1節 職員の質と知識の向上

1. 全職員対象の社内講演・研修
2. 外部研修会への参加促進
キャリアパス研修の受講、専門研修の受講、資格取得の奨励

第2節 職員の健康管理

1. 定期健康診断、頸肩腕腰痛検診、VDT 検診の実施。
2. ストレスチェック検診の実施
3. 衛生活動の推進（衛生委員会の開催および情報の提供、産業医の活用）

第6章 全国手話研修センター後援会事務の受託

第1節 会員関係事務

1. 後援会会計の適正執行
会費の納入管理及び経理規程を厳守した予算執行
前期監査、年間監査の実施
2. 会員証の発行

第2節 後援会の機関会議開催

1. 運営委員会、幹事会、三役会議の開催
2. 後援会役員と法人役員との懇談会の開催

第3節 広報

後援会ホームページの運営およびリーフレット普及、後援会活動のプレゼン資料活用

第7章 手話資料保存事業

手話総合資料室では、公益財団法人一ツ橋総合財団と全国手話研修センター後援会の支援を受け、ろう者の生活、ろう教育、ろうあ運動、手話言語関連の書籍、雑誌、文書、動画など貴重な資料の収集を継続し、順次デジタル化したものを可能な範囲で WEB サイトに公開していきます。